

都城市公告第 226 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を策定したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 6 年 3 月 29 日

都城市長 池田 宜永



記

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を策定した地区
桜木地区（桜木 5、桜木 4、町区の一部、穂満坊 8 の一部、宝光の一部）
- 2 縦覧場所
都城市役所 農政部 農政課